

つくば公共サービス共創事業 ～ つくばイノベーションスイッチ ～ 実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、市民サービスの向上等を図る観点から、ICT(情報通信技術)を活用し、つくば市(以下「市」という。)と民間事業者等が、市の行政実務に関する知識及び経験と民間事業者等の技術及び創意工夫とを結合することにより、業務効率化等に資する製品又はサービスを創出するために共同で行う研究(以下「共同研究」という。)を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(共同研究の募集)

第2条 市は、業務効率化等に資する提案及び共同研究を実施する民間事業者等(以下「共同研究者」という。)を募集する。共同研究の募集は、研究課題の募集形態により、次の各号のとおり分類し定義する。

(1) 課題設定型募集

市が設定する共同研究の対象となる研究課題に対し、その課題解決策の提案及び共同研究者を募集する。

(2) 提案型募集

共同研究の対象となる具体的な研究課題と課題解決策の提案及び共同研究者を募集する。

(共同研究の募集事項)

第3条 課題設定型募集に際しては、次の各号に掲げる事項について、ホームページに掲載するものとする。

(1) 募集期間

(2) 共同研究の対象となる研究課題

(3) 研究課題における現状及び問題点

(4) 想定する共同研究期間及び研究実施体制

(5) 共同研究協定書式例

(6) その他、募集に必要となる事項

2 提案型募集に際しては、次の各号に掲げる事項について、ホームページに掲載するものとする。

(1) 想定する共同研究期間及び研究実施体制

(2) 共同研究協定書式例

(3) その他、募集に必要となる事項

(共同研究の要件)

第4条 共同研究は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 共同研究の内容が、業務効率化等に資するものであること。

(2) 共同研究の内容が、市の行政目的に合致していること。

(3) 市の業務に支障を及ぼすおそれがないこと。

(募集期間)

第5条 募集期間は、次の各号に掲げる期間とする。

(1) 課題設定型募集は、30日とする。ただし、急を要する場合にあっては、その期間を短縮することができる。

(2) 提案型募集は、期間を定めず随時とする。

(応募資格)

第6条 前条の応募に際して、応募資格は次の各号のいずれかに掲げる者とする。

(1) 民間事業者

(2) 大学等学術研究機関

2 前項のうち、次の各号のいずれかに該当する者は、応募することができない。

(1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者

(2) つくば市契約規則第2条第1項に規定する者

(3) 営業に関し必要な許可、認可等を受けていない者

(4) 市税、都道府県税、所得税、法人税及び消費税を完納していない者

(5) つくば市建設工事等からの暴力団等の排除措置に関する要綱第3条の各号のいずれかに該当する者

(共同研究の申請)

第7条 共同研究の実施を希望する民間事業者等（以下「申請者」という。）は、募集期間内に市の定める共同研究申請書（以下「申請書」という。）を市に提出するものとする。

2 市は、申請書の内容等について、必要に応じて申請者へヒアリングを実施し、共同研究の実施内容及び分担について、調整することができる。

(共同研究者の選定基準)

第8条 共同研究者の選定は、次の各号に定める事項を基準とする。

(1) 申請者の共同研究を行うために必要な技術的能力及び資力の有無

(2) 申請における共同研究が第4条の要件を満たすこと。

(3) その他、必要な事項

(課題設定型募集の共同研究者選定)

第9条 課題設定型募集に対し、第7条に規定する申請書を市が受理した場合、市は共同研究者選定会議（以下「選定会議」という。）を開催し、共同研究者を選定するものとする。

2 選定会議には、座長を置くものとし、政策イノベーション部長をもって充て、会務を総理する。

3 座長に事故があるときは、座長が指名する者がその職務を代理する。

4 選定会議は、座長が指名する3名以上で構成し、過半数の出席がなければ開くことはできない。

5 座長は、必要があると認めた場合は、外部の専門家を選定会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

6 選定会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、採否同数の場合には座長が

決定する。

7 座長は、前項の選定結果を市長へ報告する。

8 申請者が一者の場合、座長は、選定会議を開催せず、次条で定めるところにより、選定することができる。

(提案型募集の共同研究者選定)

第10条 提案型募集に対し、第7条に規定する申請書を市が受理した場合、市は次の各号に掲げる事項について確認し、選定する。

(1) 第8条に掲げる事項

(2) 関係各課が共同研究実施の意向を有すること。

(3) 課題マッチング及び業務改善効果

2 政策イノベーション部長は、前項の選定結果を市長へ報告する。

(共同研究者の決定)

第11条 市は、第9条又は前条の選定結果を受けて、共同研究実施の採否を決定し、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

(共同研究に関する協定の締結)

第12条 市は、共同研究を実施する場合には、当該申請者を共同研究者として共同研究に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 協定に当たっては、共同研究協定書式例を参考にして、市及び共同研究者が協議の上で、共同研究協定書（以下「協定書」という。）を作成するものとする。

3 市及び共同研究者は、共同研究の実施内容等に応じて、共同研究により発生する知的財産等の帰属等を双方協議の上、協定書で定めることができる。

(共同研究に係る経費負担)

第13条 共同研究の実施に当たり、市は市職員に関する経費等を負担し、共同研究者は技術及びノウハウの実証に必要な経費等を負担するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、共同研究に係る経費については、別途双方の協議によりこれを定めることができる。

(共同研究の中止等)

第14条 市及び共同研究者は、天災その他のやむを得ない事由により、共同研究の継続が困難になった場合は、双方協議の上、共同研究を中止又は期間を延長することができる。

2 市は、共同研究者が応募資格を満たさないことが判明した場合には、協定を解除することができる。

3 市又は共同研究者のいずれかが、その責にて事業を中止する場合は、損害の弁償等について双方協議の上で、これを中止するものとする。

(共同研究の管理)

第15条 市及び共同研究者は、協定書に定めるところにより、それぞれ分担した研究分野について管理を行うものとする。ただし、共同研究を効率的に推進するために必要があるときは、市は、共同研究を一体的に管理することができる。

(共同研究の実績報告)

第16条 共同研究者は、共同研究終了後、市と協力して協定書に定める期間内に研究結果をまとめた実績報告書を作成するものとする。なお、実績報告書の作成に当たっては次の各号に定める事項を記載するものとする。

(1) 研究題目

(2) 研究成果

(3) 研究成果の今後の活用法

(4) その他、必要のある事項

(秘密の保持)

第17条 市及び共同研究者は、事前に相手方の同意を得るなど特別の事情がない限り、共同研究の実施に当たり、相手方から開示又は提供を受けた情報を他に開示又は漏えいしてはならない。

(研究成果の公表等)

第18条 市又は共同研究者は、共同研究の実施期間中において、共同研究の相手

方以外の者に研究成果を知らせようとするときは、協定書で別段の定めをした場合を除き、双方協議するものとする。

2 市は、共同研究終了後、研究成果を公表するものとする。ただし、共同研究者が研究成果を公表しないように書面にて申し入れた場合には、双方協議の上、公表又は非公表を決定することとする。

(その他)

第19条 この要項に定めるもののほか、共同研究の実施に関し必要な事項は、市が別に定めるものとする。

附 則

この要項は、令和6年5月14日から施行する。